

INDUSTRIAL 工業塗装通信

COATING NEWS Vol. 11

悪臭防止法についてご存知ですか？

近年の塗装工場を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。
特に塗装に関してはトルエン、キシレンに代表される有機溶剤から発生する「シンナー臭」が原因で、近隣住民からの苦情に発展し大きな問題になるケースが度々見受けられます。
今回は、悪臭防止法の概要についてご紹介いたします。

悪臭防止法とは？

昭和46年に公布されました。住民の生活の向上にともない、生活環境の質的向上が求められ、また、悪臭発生の原因とされる工場の市街地への拡大、分散が進んだため法が制定されました。
特定の物質に対して濃度規制を設定、平成5年までに22物質が指定され現在に至ります。

法令の概要

対象

規制地域内では全ての工場や事業場が規制の対象となります。

規制基準

特定悪臭物質（現在22物質指定）の濃度
（トルエン、キシレン、酢酸エチル等を含む）

または

臭気指数（感覚を用いた測定法による基準）

「都道府県知事等」がどちらかの規制手法により
右図の「3つの規制基準」を定めます。

規制地域と規制基準は地域毎に異なりますので各都道府県の監督官庁へお問い合わせください



臭気指数規制は臭気を総体としてとらえることから、特定悪臭物質からの臭気に加えて未規制物質による臭気やそれらが複合した臭気にも対応できるという特徴があり、近年臭気指数規制を導入する地域が全国的に拡大しています。

規制

規制基準に適合
していない

+

市区町村長が住民の生活環境
が損なわれていると認める

⇒ 改善勧告 ⇒

改善命令



アネスト岩田株式会社

臭気指数による規制

1号基準 (敷地境界線上の規制基準) : 臭気指数で規制

臭気指数とは、においのついた空気や水をそのにおいが感じられなくなるまで無臭の空気(水の場合は無臭水)で薄めた時の希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数値に10を乗じた数値で表します。

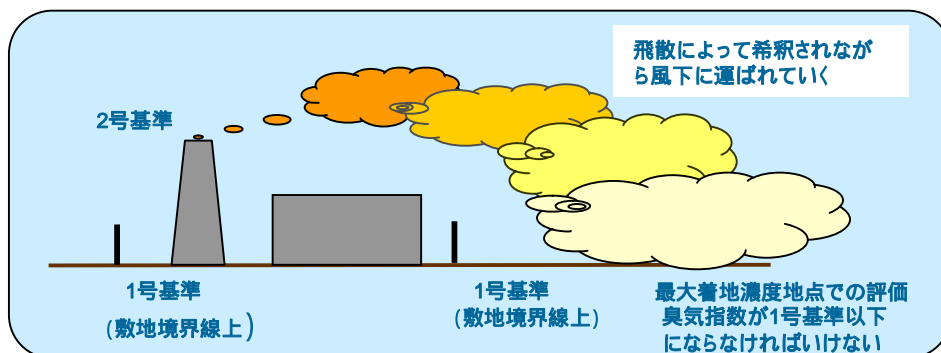
$$10 \times \log(\text{臭気濃度}) = \text{臭気指数}$$

例えば、においのする空気や水を100倍に薄めたらにおいが感じられなくなった時の臭気濃度は100、その臭気指数は20となります。

(臭気濃度)100の場合: $10 \times \log(100) = 10 \times 2 = 20$ (臭気指数)

2号基準 (気体排出口の規制基準)

煙突などの気体排出口から排出された臭気を含むガスは、徐々に拡散・希釈し、やがて地表面に着地します。2号基準とは、この臭気が敷地境界外の着地点において1号基準以下になるために、排出口において満たさなければならない臭気の排出基準を定めたものです。



排出口高さ15m未満の場合 = 臭気指数 + 希釈度

1号基準の「臭気指数」に対して、法に基づく計算式、計算ソフトの他、希釈図や早見表によって求めます。

排出口高さ15m以上の場合 = 臭気排出強度

計算ソフトを用いて「臭気排出強度」を算出します。

詳細に関しては各都道府県および環境省水・大気環境局大気生活環境室
(TEL:03-5521-8299 <http://www.env.go.jp/air/akushu/akushu.html>)にお問い合わせください。

関連商品のご紹介

VOC除去装置



塗装ブース排気のVOCを50%程度除去します

水性静電エアハンドガン



悪臭の発生源である有機溶剤を使わない水性塗料に対応した水性静電塗装機です

粉体静電塗装機



悪臭の発生源である有機溶剤を使わない粉体塗料に対応した粉体静電塗装機です。

融資制度

臭気対策で多くの費用がかかる場合には、施設の悪臭除去や環境改善を図るための費用として、融資制度を活用する事も可能です。以下の融資制度のほか、地方公共団体によっては独自の融資制度もありますので、最寄の都道府県や市区町村にお問い合わせください。

日本政策投資銀行 TEL:03-3244-1486 <http://www.dbj.go.jp/>